

○厚生労働省告示第三百六十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第2のCの1のアスコルビン酸，鉄試験用の目の次に次の一目を加える。

アスコルビン酸試液 L-アスコルビン酸1.76gを量り、水を加えて溶かし、100mlとする。

第2のCの1の塩化ヒドロキシルアンモニウムの目の次に次の一目を加える。

塩化1, 10-フェナントロリニウム1水和物 $C_{12}H_9ClN_2 \cdot H_2O$ [K 8202]

第2のCの1のオクタデシルシリル化シリカゲル，薄層クロマトグラフィ用の目の次に次の一目を加える。

オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム（500mg） 内径10～25mmのポリエチレン製のカラム管に、オクタデシルシリル化シリカゲル0.5gを充填したもの、又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

第2のCの1のオクタン酸の目の次に次の一目を加える。

オクタン酸、定量用 $C_8H_{16}O_2$ 本品は、無～淡黄色で、澄明の液体である。

含量 本品は、オクタン酸 ($C_8H_{16}O_2$) 98.0%以上を含む。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定するとき、波数 $2,930\text{cm}^{-1}$ 、 $2,860\text{cm}^{-1}$ 、 $1,710\text{cm}^{-1}$ 、 $1,460\text{cm}^{-1}$ 、 $1,420\text{cm}^{-1}$ 、 $1,280\text{cm}^{-1}$ 、 $1,230\text{cm}^{-1}$ 、 $1,200\text{cm}^{-1}$ 、 $1,110\text{cm}^{-1}$ 、 940cm^{-1} 及び 720cm^{-1} 付近に吸収帯を認める。

純度試験 (1) 凝固点 $15\sim 17^\circ\text{C}$

(2) 屈折率 $n_D^{20}=1.425\sim 1.431$

(3) 比重 $d_4^{20}=0.909\sim 0.915$

定量法 本品約 0.05g を精密に量り、 N 、 O ービストリメチルシリルトリフルオロアセトアミド 1ml を加え、密閉して混合し、水浴上で 30 分間加熱する。冷後、次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、主ピークの面積百分率を求める。

操作条件

検出器 水素炎イオン化検出器

カラム 内径 0.53mm 、長さ 15m のケイ酸ガラス製の細管にガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサンを $1.5\mu\text{m}$ の厚さで被覆したもの。

カラム温度 50°C から毎分 10°C で昇温し、 280°C に到達後、 2 分間保持する。

注入口温度 280°C

検出器温度 280℃

注入方式 スプリット (20 : 1)。ただし、いずれの成分もカラムの許容範囲を超えないように設定する。

キャリアーガス ヘリウム

流量 被検成分のピークが5～20分間に現れるように調整する。

検体の調製 検体の調製は、検体の調製に次の1目を加える。

N,N-ジエチル-*p*-フェニレンジアミン硫酸塩 $(C_2H_5)_2NC_6H_4NH_2 \cdot H_2SO_4$ 本品は、白～わずかに薄い褐色の粉末又は粒状で、水に溶ける。

含量 本品は、*N,N*-ジエチル-*p*-フェニレンジアミン硫酸塩 $(C_2H_5)_2NC_6H_4NH_2 \cdot H_2SO_4$) 98.0%以上を含む。

確認試験 本品の水溶液 (1→40) 5 mlに塩化バリウム溶液 (1→10) 1 mlを加えるとき、白色の沈殿を生じる。

純度試験 (1) 溶状 ほとんど澄明 (0.5 g、水20ml)

(2) 吸光度 本品0.02 gを量り、リン酸緩衝液 (pH6.5、1, 2-シクロヘキサジアン四酢酸含有) 2.5ml及び硫酸ナトリウム0.48 gを加えて溶かし、水を加えて正確に50mlとし、これをA

液とする。A液につき、水を対照とし、紫外可視吸光度測定法により試験を行うとき、波長555nmにおける吸光度は0.005以下である。また、A液30mlにヨウ化カリウム0.3gを加えて溶かし2分間静置した液につき、水を対照とし、紫外可視吸光度測定法により試験を行うとき、波長555nmにおける吸光度は0.005以下である。ただし、それぞれの吸光度は、別に空試験を行い補正する。

定量法 本品約0.2gを精密に量り、水50mlを加えて溶かし、0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液で滴定する。終点の確認は、電位差計を用いる。ただし、終点は、第二変曲点とし、第一変曲点までの滴定量で補正する。

0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液 1ml



概ね0.606に0.540とくサホハ0.360と0.360 | 0.360と0.360°

1, 2-シクロヘキサンジアミン四酢酸 1水和物 $\text{C}_{14}\text{H}_{22}\text{N}_2\text{O}_8 \cdot \text{H}_2\text{O}$ 本品は、白色の粉末である。

含量 本品は、*trans*-1, 2-シクロヘキサンジアミン四酢酸 1水和物 ($\text{C}_{14}\text{H}_{22}\text{N}_2\text{O}_8 \cdot \text{H}_2\text{O}$) 99.0%以上を含む。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の臭化カリウム錠剤法により測定するとき、3,000c

検出の皿の試料の | 皿を戻す。

DPD・EDTA試液 N , N -ジエチル- p -フェニレンジアミン硫酸塩1.1 g を乳鉢ですりつぶし、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム 2 水和物0.2 g 及び少量の水を加えて、必要があれば、かくはんしながら加温して溶かし、25w/v%硫酸 8 mlを加えて混合した後、水を加えて1,000mlとする。

検出の皿の試料の | 皿を戻す。

定量用オクタン酸 オクタン酸、定量用を見よ。

検出の皿の試料の | 皿を戻す。

デカン酸 $C_{10}H_{20}O_2$ 本品は、無～淡黄色の澄明な液体又は白～微淡黄色の結晶若しくは塊である。

含量 99.0%以上

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の臭化カリウム錠剤法により測定するとき、2,676 cm^{-1} 、1,700 cm^{-1} 、1,299 cm^{-1} 、1,268 cm^{-1} 、1,232 cm^{-1} 、1,200 cm^{-1} 、1,075 cm^{-1} 、934 cm^{-1} 、825 cm^{-1} 及び686 cm^{-1} 付近に吸収帯を認める。

純度試験 凝固点 29～33℃

定量法 本品約0.05 g を精密に量り、 N , O -ビストリメチルシリルトリフルオロアセトアミド 1 mlを加え、密閉して混合し、水浴上で30分間加熱する。その後、室温まで冷却したものを検液とし、次の条件でガスクロマトグラフィーを行い、主ピークの面積百分率を求める。

ム 1 水和物 1.78 g を加えて溶かし、更に水を加えて 100ml とする。

第 2 の ① の ① の 硫酸銀の目の次に次の ① 目を加える。

硫酸試液 (2.5mol/L) 硫酸 70ml を量り、水 350ml に徐々に加え、冷後、水を加えて 500ml とする。

硫酸試液 (0.5mol/L) 硫酸 14ml を量り、水 350ml に徐々に加え、冷後、水を加えて 500ml とする。

第 2 の ① の ① の 硫酸セリウム (IV) トルホリウム 2 水和物の目の次に次の ① 目を加える。

硫酸セリウム (IV) 4 水和物 $Ce(SO_4)_2 \cdot 4H_2O$ [硫酸セリウム (IV) 四水和物、K 8976]

第 2 の ① の ① の トルホ酸 ① カリウムの目の次に次の ① 目を加える。

リン酸緩衝液 (エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム含有) 無水リン酸二ナトリウム 24.0 g、リン酸一カリウム 46.0 g 及びエチレンジアミン四酢酸二ナトリウム 2 水和物 0.8 g を量り、水を加えて溶かして 1,000ml とする。

第 2 の ① の ① の トルホ酸緩衝液 (pH 6.2) の目の次に次の ① 目を加える。

リン酸緩衝液 (pH 6.5、1, 2-シクロヘキサレンジアミン四酢酸含有) リン酸一カリウム 2.7 g を水で正確に 100ml とし、0.2mol/L 水酸化ナトリウム試液で pH 6.5 に調整した後、1, 2-シクロヘキサレンジアミン四酢酸 1 水和物 0.13 g を加えて溶かす。

第 2 の ① の ① の トルホ酸緩衝液 (pH 7.1) の目の次に次の ① 目を加える。

リン酸緩衝液 (pH 7.3) リン酸一ナトリウム 138 g を量り、水 800ml を加えて溶かし、水酸化ナトリウ

ム溶液（1→2）でpH7.3に調整した後、水を加えて1,000mlとする。

検 2 6 0 6 2 6 0 . 1 m o l / L 硝酸銀溶液の目の次に次の | 目を加える。

0.005mol/L 硝酸銀溶液 1,000ml中硝酸銀 (AgNO₃、分子量169.87) 0.8493 g を含む。0.1mol/L 硝酸銀溶液に水を加えて20倍容量に薄める。

検 2 6 0 6 2 6 0 . 0 1 m o l / L 硫酸セリウム (IV) 溶液の目の次に次の | 目を加える。

0.1mol/L 硫酸セリウム (IV) 溶液 1,000ml中硫酸セリウム (IV) 4 水和物 (Ce (SO₄)₂ · 4 H₂O、分子量404.30) 40.43 g を含む。

硫酸セリウム (IV) 4 水和物約40.4 g を量り、硫酸50mlを加えてかき混ぜる。さらに、発熱に注意してかき混ぜながら、水900mlを20mlずつ徐々に加える。24時間放置した後、ガラスろ過器でろ過し、水を加えて1,000mlとする。

標定 本液25mlを正確に量り、硫酸（1→6）30mlを加え、0.1mol/L 硫酸第一鉄アンモニウム溶液で滴定する（指示薬 フェロイン試液 約0.2ml）。終点は、液の色が青緑色から黄赤色になるときとする。ファクターは、次の式によって算出する。

$$f = f_1 \times V / 25$$

ただし、f : 0.1mol/L 硫酸セリウム (IV) 溶液のファクター

f₁ : 0.1mol/L 硫酸第一鉄アンモニウム溶液のファクター

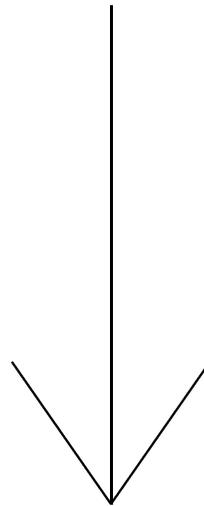
V : 0.1mol/L 硫酸第一鉄アンモニウム溶液の消費量 (ml)

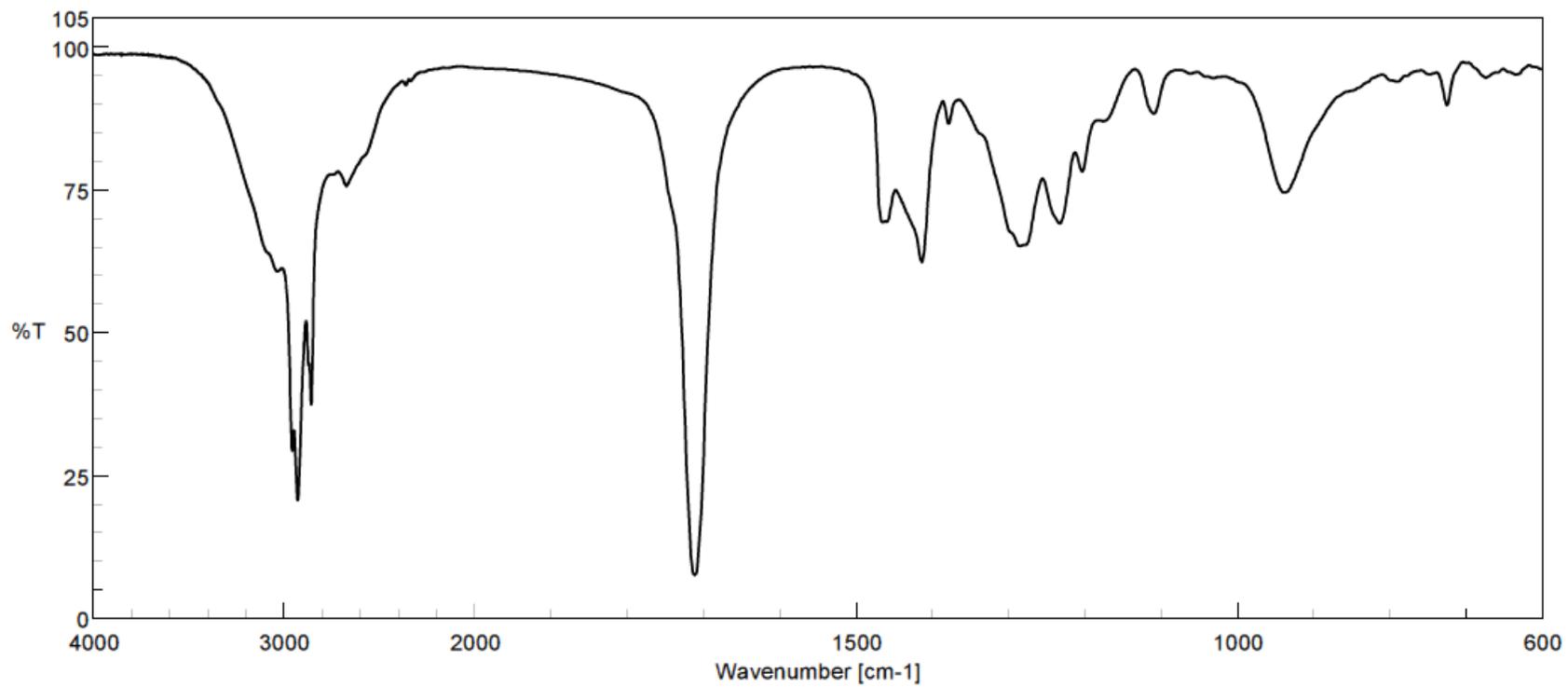
第2の0.3のアンモニウム標準液の目の次に次の1目を加える。

イットリウム標準原液 本液 1 mlは、イットリウム (Y) 1 mgを含む。誘導結合プラズマ発光強度測定用に調製したものをを用いる。

第2の0.1のオクタノール標準液の目の次に次の1目を加える。

オクタン酸





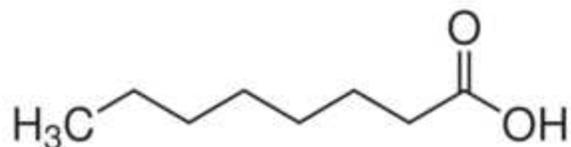
第2のDのオクタナールの目の次に次の1目を加える。

オクタン酸

Octanoic Acid

Caprylic Acid

カプリル酸



$C_8H_{16}O_2$

分子量 144.21

Octanoic acid [124-07-2]

含 量 本品は、オクタン酸 ($C_8H_{16}O_2$) 95.0%以上を含む。

性 状 本品は、無色の油状の液体で、わずかににおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 酸価 366～396

本品約0.3 gを精密に量り、香料試験法中の酸価の試験を行う。

(2) 鉛 Pbとして2.0 μ g/g以下

本品2.0 gを量り、白金製、石英製若しくは磁製のるつぼ又は石英製のビーカーに入れる。硫酸1 mlを加え、徐々に温度を上げ、試料が炭化し、硫酸の白煙が発生しなくなるまで加熱する。必

要があれば硫酸を更に加え、試料がほとんど炭化するまで加熱する。試料が炭化した後、容器に緩く蓋をして電気炉に入れ、徐々に温度を上げて450～600℃で強熱して灰化する。炭化物が残る場合は、必要があればガラス棒で炭化物を砕き、硫酸（1→4）1 ml及び硝酸1 mlで潤し、白煙が発生しなくなるまで加熱した後、電気炉で強熱して完全に灰化する。残留物に塩酸（1→4）10mlを入れ、水浴上で加熱して蒸発乾固する。残留物に少量の硝酸（1→100）を加え、加温して溶かし、冷後、更に硝酸（1→100）を加えて正確に10mlとし、検液とする。なお、500℃以下で灰化操作を行う場合には、耐熱ガラス製のビーカーを使用することができる。別に、鉛標準原液1 mlを正確に量り、水を加えて正確に100mlとする。この液4 mlを正確に量り、硝酸（1→100）を加えて正確に10mlとしたものを比較液とする。検液及び比較液につき、鉛試験法第1法により試験を行う。

(3) デカン酸 3.0%以下

本品を検液とする。別にデカン酸0.3mlを量り、本品を加えて10mlとしたものを比較液とする。検液及び比較液につき、定量法の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、比較液によりデカン酸のピークを確認する。検液注入後、0～40分間に現れる全ての成分のピーク面積の総和 A_T 及びデカン酸のピーク面積 A_S を求め、次式によりデカン酸の量を求める。



$$\text{デカン酸の量 (\%)} = \frac{A_s}{A_T} \times 100$$

水分 0.4%以下 (5 g、直接滴定)

強熱残分 0.1%以下 (10 g、800°C、15分間)

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし、カラムは内径0.25~0.53mm、長さ30~60mのケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを0.25~1 μmの厚さで被覆したものを使用する。カラム温度は、150°Cから毎分5°Cで昇温し、230°Cに到達後、24分間保持する。

細管の長さ、内径、長さ、ケイ酸ガラス製の細管、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコール、0.25~1 μmの厚さで被覆したものを使用する。

過酢酸製剤

Peracetic Acid Composition

[79-21-0、過酢酸]

定義 本品は、過酢酸、「酢酸」、「過酸化水素」及び「1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸」又はこれに「オクタン酸」を含む水溶液である。「オクタン酸」を含むことにより、過オクタン酸が生成することがある。

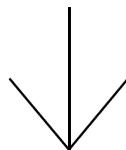
含 量 本品は、過酢酸12～15%、酢酸30～50%、過酸化水素 4～12%及び1-ヒドロキシエチリ
デン-1, 1-ジホスホン酸 1%未満又はこれにオクタン酸10%以下を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特異な刺激性のにおいがある。

定 量 法 (1) 過酢酸及び酢酸

本品約 1 g を精密に量り、水を加えて正確に100mlとし、試料液とする。オクタデシルシリル化
シリカゲルミニカラム (500mg) にメタノール 5 ml、続いて水10mlを注入し、流出液は捨てる。こ
のカラムに正確に10mlの試料液を注入し、流出液を100mlのビーカーにとる。次に、水10mlを注入
し、流出液を先のビーカーに合わせ、水約50mlを加え、0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液で電位
差計を用いて滴定を行う。指示電極はガラス電極を、参照電極は銀-塩化銀電極を用いる。第一
変曲点及び第二変曲点における0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液の消費量 a ml及び b mlを求め、
次式により含量を求める。

$$\text{過酢酸 (C}_2\text{H}_4\text{O}_3\text{) の含量 (\%)} = \frac{(b - a) \times 0.1 \times 76.05}{\text{試料の採取量 (g)}}$$



$$\text{酢酸 (C}_2\text{H}_4\text{O}_2\text{) の含量 (\%)} = \frac{a \times 0.1 \times 60.05}{\text{試料の採取量 (g)}}$$

(2) 過酸化水素

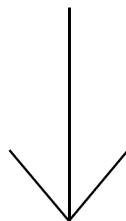
本品約 1 g を精密に量り、水を加えて正確に 100ml とする。この液 10ml を正確に量り、250ml の三角フラスコに入れ、氷冷した硫酸試液 (0.5mol/L) 75ml を加えて検液とする。この検液にフェロイン試液 2 滴を加えて、0.1mol/L 硫酸セリウム (IV) 溶液で滴定する。ただし、滴定の終点は液のだいたい色が淡赤色を経て無色になるときとする。次式により含量を求める。

$$\begin{aligned} & \text{過酸化水素 (H}_2\text{O}_2\text{) の含量 (\%)} \\ & \quad 0.1\text{mol/L 硫酸セリウム (IV) 溶液の消費量 (ml)} \times 0.1 \times 17.00 \\ & = \frac{\quad}{\text{試料の採取量 (g)}} \end{aligned}$$

(3) 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸

本品約 0.2 g を精密に量り、水を加えて正確に 50ml とする。この液 3 ml を正確に量り、100ml のビーカーに入れ、水 50ml を加える。これにフェノールフタレイン試液 1 滴を加え、液が淡赤色を呈するときは、淡赤色が消えるまで硫酸試液 (2.5mol/L) を加える。この液に更に、硫酸試液

(2.5mol/L) 2 mlを加えて混ぜ、ペルオキシ二硫酸アンモニウム0.4 gを加えて混ぜた後、沸石を入れ、蒸発する水を補いながら、ホットプレート上で90分間加熱した後、約10mlとなるまで加熱を続ける。冷後、フェノールフタレイン試液2滴を加え、液が微赤色になるまで水酸化ナトリウム溶液(1→40)を加える。この液を50mlのメスフラスコに移す。次に少量の水で沸石及びビーカーを数回洗い、洗液をメスフラスコに合わせ、水を加えて正確に50mlとし、試料液とする。試料液10mlを正確に量り、酒石酸アンチモン・モリブデン酸試液2.0mlを加えてよく混ぜ、20分間放置し、検液とする。対照液は、水10mlを用いて試料液と同様に操作して調製する。別にリン酸一カリウム0.2195 gを量り、水を加えて正確に1,000mlとし、この液5 mlを正確に量り、水を加えて正確に1,000mlとし、標準原液とする。標準原液0 ml、3 ml、5 ml、10ml、15ml及び20mlを正確に量り、水を加えてそれぞれ正確に50mlとし、それぞれを10mlずつ正確に量り、試料液と同様に操作し、標準液とする。検液及び6濃度の標準液につき、波長650nmにおける吸光度を測定し、検量線を作成する。この検量線と検液の吸光度から検液中のリンの濃度を求め、次式により含量を求める。



1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸 ($C_2H_8O_7P_2$) の含量 (%)

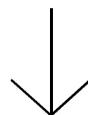
検液中のリンの濃度 ($\mu\text{g}/\text{ml}$) $\times 206.0$

=

試料の採取量 (g) $\times 61.94 \times 12$

(4) オクタン酸

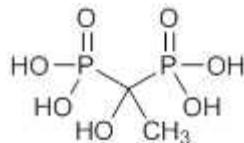
本品約0.7 gを精密に量り、水/アセトニトリル混液 (1 : 1) を加えて正確に50mlとする。この液 5 mlを正確に量り、水/アセトニトリル混液 (1 : 1) を加えて正確に20mlとし、検液とする。別に、定量用オクタン酸約0.2 gを精密に量り、水/アセトニトリル混液 (1 : 1) を加えて正確に100mlとし、標準原液とする。標準原液0.5ml、1 ml、2.5ml、5 ml及び10mlを正確に量り、水/アセトニトリル混液 (1 : 1) を加えてそれぞれ正確に20mlとし、標準液とする。検液及び5濃度の標準液をそれぞれ20 μl ずつ量り、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。それぞれの標準液のオクタン酸のピーク面積を測定し、検量線を作成する。この検量線と検液のオクタン酸のピークの面積から検液中のオクタン酸の濃度 ($\mu\text{g}/\text{ml}$) を求め、次式により含量を求める。



1-Hydroxyethylidene-1,1-diphosphonic Acid

H E D P

エチドロシ酸



$C_2H_8O_7P_2$

分子量 206.03

(1-Hydroxyethane-1,1-diyl)diphosphonic acid [2809-21-4]

含 量 本品は、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸 ($C_2H_8O_7P_2$) 58.0~62.0%を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の澄明な液体である。

純度試験 (1) 比重 1.430~1.471

(2) 液性 pH2.0以下 (1.0 g、水100ml)

(3) 塩化物 Clとして0.004%以下

本品約25 gを精密に量り、水50ml及び硝酸3 mlを加え、0.005mol/L硝酸銀溶液で滴定を行う。終点の確認は、電位差計を用い、指示電極は銀電極を、参照電極は銀-塩化銀電極を用いる。終点における0.005mol/L硝酸銀溶液の消費量 a mlを求め、次式により塩化物の量を求める。た

だし、変曲点が2つ以上ある場合は、終点は、最終の変曲点とする。

$$\text{塩化物 (Cl) の量 (\%)} = \frac{a \times 0.005 \times 3.545}{\text{試料の採取量 (g)}}$$

(4) 亜リン酸 H_3PO_3 として4.0%以下

本品約1.5 gを精密に量り、ヨウ素フラスコに入れ、水20ml及びリン酸緩衝液 (pH7.3) 50mlを加え、水酸化ナトリウム溶液 (1→2) でpH7.3に調整する。次に0.05mol/Lヨウ素溶液25mlを正確に量って加え、直ちに密栓して暗所に15分間放置した後、酢酸5mlを加え、過量のヨウ素を0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する (指示薬 デンプン試液1~3ml)。ただし、滴定の終点は液が終点近くで淡黄色になったとき、デンプン試液を加え、生じた青色が脱色されるときとする。別に空試験を行い補正する。

$$0.05\text{mol/Lヨウ素溶液 } 1\text{ ml} = 4.10\text{mg } \text{H}_3\text{PO}_3$$

(5) 鉛 Pbとして5.0 $\mu\text{g/g}$ 以下

本品0.80 gを量り、白金製、石英製若しくは磁製のるつぼ又は石英製のビーカーに入れる。硫酸1mlを加え、徐々に温度を上げ、試料が炭化し、硫酸の白煙が発生しなくなるまで加熱する。必要があれば硫酸を更に加え、試料がほとんど炭化するまで加熱する。必要があれば、容器に緩

く蓋をして電気炉に入れ、徐々に温度を上げて450～600℃で強熱して灰化する。炭化物が残る場合は、必要があればガラス棒で炭化物を砕き、硫酸（1→4）1 ml及び硝酸1 mlで潤し、白煙が発生しなくなるまで加熱した後、電気炉で強熱して完全に灰化する。残留物に塩酸（1→4）10 mlを入れ、水浴上で加熱して蒸発乾固する。残留物に塩酸（1→4）20mlを入れ、時計皿等で覆い、5分間沸騰させ、冷後、試料液とする。試料液にクエン酸水素二アンモニウム溶液（1→2）10mlを加え、チモールブルー試液1 mlを指示薬として、アンモニア水を液の色が黄色から淡黄緑色に変わるまで加える。この液を分液漏斗又は遠心管に移し、灰化容器を少量の水又は温水で洗い、洗液を分液漏斗又は遠心管に合わせる。これにピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム溶液（3→100）5 mlを加えて5分間放置し、酢酸ブチル10mlを正確に加えて5分間振とうした後、放置又は遠心分離する。その後、酢酸ブチル層をとり、これを検液とする。別に鉛標準原液1 mlを正確に量り、水を加えて正確に100mlとする。この液4 mlを正確に量り、試料液の場合と同様に操作し、比較液とする。検液及び比較液につき、鉛試験法第1法により試験を行う。

(6) 鉄 Feとして10 μ g/g以下

本品約0.2 gを精密に量り、容器に入れ、硝酸5 mlを加えて、マイクロ波を照射して試料を分解する装置で230℃に昇温して灰化する。冷後、メスフラスコに移し、水を加えて正確に50mlとし、試料液とする。別に鉄標準液適量を正確に量り、硝酸（1→10）を加えて1 ml中に鉄（Fe=55.8

5) 10ng、25ng、50ng、100ng及び200ngを含む5濃度の液を調製し、標準原液とする。試料液及び5濃度の標準原液をそれぞれ10mlずつ正確に量り、内標準溶液40μlずつを正確に加え、検液及び標準液とする。ただし、内標準溶液は、イットリウム標準原液1.0mlを量り、硝酸（1→10）を加えて100mlとする。検液及び標準液につき、誘導結合プラズマ発光強度測定法の内標準法により検量線を作成する。検量線から検液中の鉄の濃度（ng/ml）を求め、次式により鉄の量を求める。

$$\text{鉄 (Fe) の量 (}\mu\text{g/g)} = \frac{\text{検液中の鉄の濃度 (ng/ml)}}{\text{試料の採取量 (g)} \times 20}$$

(7) ヒ素 As_2O_3 として6.7μg/g以下（0.30g、第1法、装置B）

定量法 本品約3gを精密に量り、水150mlを加えて溶かし、かくはんしながら1mol/L水酸化ナトリウム溶液で電位差計を用いて滴定する。終点は、第二変曲点とする。終点における1mol/L水酸化ナトリウム溶液の消費量をa mlとする。

$$\begin{aligned} & 1\text{-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸 (C}_2\text{H}_8\text{O}_7\text{P}_2\text{) の含量 (\%)} \\ & \quad a \times 206.0 \\ & = \frac{\quad}{\text{試料の採取量 (g)} \times 30} - \text{亜リン酸の量 (\%)} \times 1.675 \end{aligned}$$

第2のEの亜塩素酸水の目の次に次のI目を加える。

過酢酸

過酢酸を製造する場合は、それぞれの成分規格に適合する酢酸及び過酸化水素を原料としたものでなければならない。

過酢酸製剤

過酢酸製剤を製造する場合は、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する酢酸、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸若しくはオクタン酸を原料とし、過酢酸若しくは酢酸及び過酸化水素に1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない。

第2のEの亜塩素酸ナトリウム「さくらんぼ」のトシ「,食肉,食肉製品」や「0.50g以下」のトシ「,食肉及び食肉製品にあっては浸漬液又は噴霧液1kgにつき0.50~1.20g」や「 ≥ 0.50 」のトシ「 ≥ 0.50 」を加える。

亜塩素酸ナトリウムは、食肉及び食肉製品に使用するとき、pH2.3~2.9の浸漬液又は噴霧液を30秒以内で使用しなければならない。

第2のEのオクタン酸の目の次に次のI目を加える。

オクタン酸

オクタン酸は、着香の目的で使用する場合及び過酢酸製剤として使用する場合以外に使用してはならない。

紙の印刷の表示は、この表示に従って表示される。

過酢酸

過酢酸は、過酢酸製剤として使用する場合以外に使用してはならない。

過酢酸製剤

過酢酸製剤は、牛、鶏及び豚の食肉、果実並びに野菜の表面殺菌の目的以外に使用してはならない。

過酢酸製剤の使用量は、過酢酸として、鶏の食肉にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kgにつき 2.0 g 以下、牛及び豚の食肉にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kgにつき 1.80 g 以下、果実及び野菜にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kgにつき 0.080 g 以下並びに 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸として、鶏の食肉にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kgにつき 0.136 g 以下、牛及び豚の食肉にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kgにつき 0.024 g 以下、果実及び野菜にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kgにつき 0.0048 g 以下でなければならない。

紙の印刷の表示は、この表示に従って表示される。

次亜臭素酸水

次亜臭素酸水は、食肉の表面殺菌の目的以外に使用してはならない。

次亜臭素酸水の使用量は、臭素として、食肉（食鳥肉を除く。）にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kg につき 0.90 g 以下、食鳥肉にあつては浸漬液又は噴霧液 1 kg につき 0.45 g 以下でなければならない。

1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸

1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸

1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸は、過酢酸製剤として使用する場合以外に使用してはならない。